

死亡した後のやるべきこと・手続きリスト			
手続き期限	やること	手続き場所	チェック
すみやかに	死亡診断書・死体検案書の受け取り	医師 ※事故の場合は警察を通じて発行	□
	葬儀社へ連絡、打ち合わせ	葬儀社	□
	訃報の連絡	-	□
	引き落とし先の口座変更	銀行	□
	銀行へ口座凍結の連絡	銀行	□
	遺言書の有無の確認	自筆証書遺言・秘密証書遺言がある場合は家庭裁判所で検認を行う	□
	相続人の調査・確定	戸籍謄本の確認・法定相続情報証明制度の利用	□
	遺産分割協議書の作成	-	□
5日以内(目安)	健康保険の資格喪失届提出	故人の勤務先または年金事務所	□
7日以内	死亡届の提出	市区町村役場	□
	火葬許可証発行	市区町村役場	□
	葬儀の手続きと実施	葬儀社	□
	初七日法要	-	□
10日以内	厚生年金の受給停止の手続き	年金事務所または年金相談センター	□
14日以内	国民健康保険・後期高齢者医療制度の資格喪失届提出	市区町村役場	□
	介護保険の資格喪失届提出	市区町村役場	□
	国民年金の受給停止の手続き	年金事務所または年金相談センター	□
3か月以内	相続放棄、限定承認の申し立て	家庭裁判所	□
4か月	所得税の準確定申告	故人の住んでいたエリアを管轄する税務署	□
10か月	相続税の申告・納付	故人の住んでいたエリアを管轄する税務署	□
5年以内	未支給年金の請求手続き	年金事務所	□
	遺族年金の請求手続き	遺族基礎年金の場合:市区町村役場 遺族厚生年金の場合:年金事務所または年金相談センター	□
勤務先または共済組合に確認	共済組合の健康保険の資格喪失届提出	故人の勤務先または共済組合	□
その他の手続き	公共料金の名義変更・解約	Webまたは電話	□
	マイナンバーカードやパスポートの返却	市区町村役場・パスポートセンター	□
	携帯電話やインターネットの名義変更・解約	Web・電話・店舗窓口	□
	サブスクリプションの名義変更・解約	Web	□